

第3号議案

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年3月2日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

令和7年の人事院勧告、大分県人事委員会勧告に係る国、県の職員給与の改定及び他市町村における給与改定等の状況に鑑み、職員の給与の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の給与に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「のうち、1 か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員」を「（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）」に改め、同項第 1 号ただし書中「5 万 5,000 円」を「6 万 6,400 円」に改め、同項第 2 号中「次の表に掲げる」を「6 万 6,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める」に改め、同号の表を削り、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 6 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第 26 条第 1 項中「4,400 円」を「4,700 円」に改め、同項ただし書中「6,600 円」を「7,050 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。